

京都市クリーンセンター規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 119 号

京都市クリーンセンター規則の一部を改正する規則

京都市クリーンセンター規則の一部を次のように改正する。

第7条第2号及び第8条管理課の項第2号中「循環型社会推進部」の右に「及び事業系廃棄物対策室」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)